

平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会社名 総 合 メ デ ィ カ ル 株 式 会 社
代表者 代表取締役社長 田 代 五 男
(コード：4775 東証第1部)
問合先 取締役 専務執行役員 黒田 誠
(TEL 092-713-9181)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 37 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）および第 36 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 28 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程変更

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）

以上

別紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第 36 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第 36 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。